

神戸東労働基準協会主催の講習ご案内

## 「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」（再教育）

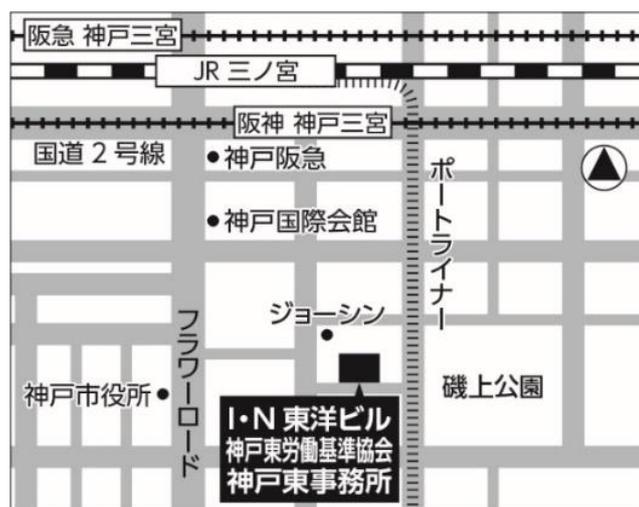
労働災害は、作業に慣れてきた頃に被災する傾向が見られます。

このため、労働安全衛生法においても、フォークリフト運転業務等、危険又は有害な業務に従事する者に対しては、一定期間ごとに、安全衛生教育（再教育）を行うことを求めています（労働安全衛生第60条の2、努力義務規定）。

フォークリフト運転業務従事者（技能講習修了者）に対する標記教育を開催しますので、労働災害防止にご活用ください。

- 日時 令和7年1月17日（金）8：50～16：20頃（学科6時間）
- 会場 神戸東労働基準協会 研修室  
神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル 6階
- 対象 フォークリフト運転技能講習修了者で一定期間（概ね5年）経過した方
- 定員 20名
- 受講料（税込）協会員（\*）9,405円（受講料7,700円、テキスト代1,705円）  
\*神戸東、神戸西労働基準協会員  
非会員 11,605円（受講料9,900円、以下同上）
- 参加申込方法等の詳細は、  
神戸東労働基準協会HP（[info@kobehigashi.com](mailto:info@kobehigashi.com)）「その他の教育・研修会」  
をご参照ください。

\*会場 ⇒⇒⇒⇒  
各線「三宮駅」下車  
南へ約8分



問合せ先 神戸東労働基準協会 TEL 078-222-1001